

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領

平成 28 年 7 月 22 日付 28 農振財森第 537 号  
一部改正 平成 29 年 4 月 28 日付 29 農振財森第 223 号  
一部改正 令和元年 8 月 29 日付 31 農振財森第 809 号  
一部改正 令和 3 年 2 月 26 日付 2 農振財森第 1699 号  
最終改正 令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振財森第 2020 号

(目的)

第 1 公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 28 農振財森第 27 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実行するにぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。なお、ここでいう多摩産材とは、多摩産材認証協議会が認証した木材のこととする。

(事業の公募に関する内容)

第 2 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の理事長は、支援の対象となる事業を公募する。

なお、公募実施の際は、東京都産業労働局農林水産部森林課に、広報等の協力を仰ぐものとする。

2 前項に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業（以下「本事業」という。）を、事業費の 50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者。ただし、国又は地方公共団体等は対象としない。

(2) 応募対象施設

応募対象者が運営する東京都内の施設

(3) 支援対象事業の内容

下記ア～ウの各号の一つ、又は二つ以上の組合せとする。

- ア 内装及び外装の木質化に係る経費
- イ 木製什器等の整備に係る経費
- ウ ア、イ以外の利用方法に係る経費

#### (4) 応募条件

下記ア～ケのすべてを満たすこと

- ア 応募対象に該当する施設（以下「当該施設」という。）の延べ床面積が 100 m<sup>2</sup>以上であること
- イ 多摩産材を表面の仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ面積が 20 m<sup>2</sup>以上であること、又は、仕上げ材及び木製什器に使用する多摩産材の材積が 1 m<sup>3</sup>以上であることの、いずれか一方に該当すること
- ウ 補助金申請額が 1,000 万円以上（補助対象経費が 2,000 万円以上）であること
- エ 当該施設において、多摩産材による内外装及び什器等が、周囲の他素材による内外装等よりも目立つ形で利用されていること
- オ 耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること。
- カ 当該施設の利用者数が年間 5 万人以上であるか、又はそう見込めること
- キ 当該施設の利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、誰でも利用できること
- ク 当該施設で多摩産材が使用されている旨を、施設利用者及び施設情報の閲覧者に対して明示し、又は発信すること
- ケ 整備完了後も多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等を P R する取組みを継続的に実施すること

#### (5) 事前相談

本事業に対する補助金交付を目的に、書類申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、下記ア～ウの書類を（7）の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は正 1 部、写し 1 部とする。

- ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事前相談申出書（第 1 号様式）
- イ 本事業内容の説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）（様式自由）
- ウ 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等を P R する取組みの計画説明資料（様式自由）

#### (6) 申請

申請者は、下記ア～キの書類を（7）の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は正 1 部、写し 5 部とする。なお、追加資料を求められた場合は、それに

応じることとする。

- ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業申請書（第2号様式）
- イ 経費内訳書（第3号様式）
- ウ 申請者の概要（第4号様式）
- エ チェックリスト兼誓約書（第5号様式）
- オ 本事業の内容説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）（様式自由）
- カ 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組みの計画説明資料（様式自由）
- キ 多摩産材の使用面積又は使用量の説明資料（様式自由）

（7）提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課

（8）応募期間

理事長が別に指定する開始の日から終了の日までとする。

（9）補助金の交付決定と契約締結

本事業実施に関わる契約締結及び事業着手は、理事長から補助金交付決定通知を受けた後に行うものとする。

ただし、本事業を実施する当該施設の建築又は整備に関わる契約締結のうち、本事業に直接的に関連しない部分について、補助金交付決定前に行う必要がある場合、又は同様の契約締結のうち、全体もしくは一部について既に行った後であり、かつ本事業に関連する部分の契約を行っていない場合、その内容及び理由を具体的に明記した、にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約届出書（第6号様式）を、事前相談時に理事長へ提出することとする。

理事長は、当該届を受理したときは、交付決定前契約届受理通知書（第7号様式）により通知する。

（審査会の設置）

第3 理事長は、第2に基づき本事業の申請があったことについて審査を行うため、公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

（補助金交付の内示）

第4 理事長は、第2に基づき本事業の申請があった場合は、第3に基づき審査会を開催し、

審査の上、適切と認められるものについて支援する旨の決定をする。

- 2 理事長は、前項に基づき支援の決定した本事業について、申請者へ補助金交付を内示する。(第8号様式)
- 3 理事長は、第1項の決定に際し必要な条件を付し、本事業への補助金交付の内示を受けた申請者がそれに従わなかった場合は内示を取り消すことができる。

(助言指導等)

- 第5 理事長は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、第4により支援の決定した本事業について、申請者に対して助言指導を行うことができる。
- 2 理事長は、本事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、申請者に対して報告を求めることができる。

(事業の実施)

- 第6 第4により補助金交付の内示を受けた申請者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金交付要綱に基づき、理事長に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 本事業の実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日とする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第7 申請者は、第2第2項第5号に基づく補助金の事前相談、同条同項第6号に基づく申請、又は同条同項第9号に基づく交付決定前契約届(以下「事前相談等」という。)については、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法(以下「補助金申請システム」という。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第8 理事長は、第7により行われた事前相談等に係る第2第2項第9号に基づく受理通知、第3の規定に基づき設置した審査会に係る通知、第4に基づく支援の決定、内示、又は取り消しについて、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附 則 (令和4年3月31日付3農振財森第2020号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名 印

年度公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事前相談申出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進  
事業実施要領第2の規定により、下記のとおり事前相談を申し出ます。

記

1 事業を実施する施設

施設名：

施設種別：

施設所在地：

2 事業実施期間

着手(予定)： 年 月 日

完成(予定)： 年 月 日

3 別紙資料

① 本相談案件の内容説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）  
（様式自由）

② 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組み  
の計画説明資料（様式自由）

第2号様式（第2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名 印

年度公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業申請書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を実施する施設

施設名：

施設種別：

施設所在地：

2 事業実施期間

着手(予定)： 年 月 日

完成(予定)： 年 月 日

3 別紙資料

① 経費内訳書（第3号様式）

② 申請者の概要（第4号様式）

③ チェックリスト兼誓約書（第5号様式）

④ 本申請案件の内容説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）  
（様式自由）

⑤ 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組みの計画説明資料（様式自由）

⑥ 多摩産材の使用面積又は使用量の説明資料（様式自由）

※ 複数の施設を申請する場合は、施設ごとに記載すること

第3号様式（第2関係）

経費内訳書

【収入の部】

区分	金額	備考
財団補助金 (A)		※千円未満切捨て
自己資金 (B)		
消費税 (C)		
計 (事業費) (A+B+C)		

注1 本補助金以外の補助金を利用する場合は、自己資金の備考欄に補助事業名及び担当窓口等を記入してください。

【支出の部】

費目	内容 (規格など)	数量	単価	金額	備考
小計 (補助対象経費)					
消費税					
計 (事業費)					

注1 記載内容ごとに、見積書若しくは積算書を添付してください。添付がない場合、補助事業の対象とされない場合があります。

消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとします。

第4号様式（第2関係）

申請者の概要

申請者情報	
法人名等	
代表者役職／氏名	
所在地	(〒 ー )
事務担当者	
所属部署	
担当者役職／氏名	
連絡先	固定電話：
	携帯電話：
	メール：
書類送付先住所	(〒 ー )
添付資料	
<input type="checkbox"/> 申請者の概要を確認可能な資料（定款及び法人案内パンフレット等）	

※書類作成・提出等に関する事務を申請者から設計者等の別事業者に委任する場合には下記も記載してください。

委任状

書類作成等の事務を次の者に委任します。

委任先情報	
法人名等	
所属部署	
担当者役職／氏名	
連絡先	固定電話：
	携帯電話：
	メール：
書類送付先住所	(〒 ー )



第5号様式（第2関係）

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業チェックリスト

計画が建築基準法第6の規定に適合していますか
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当無し 理由：
計画がその他の法令等に係る場合、その法令等を遵守していますか？
<input type="checkbox"/> はい 法令等名：  <input type="checkbox"/> 該当無し

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長

殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2の規定に基づく公募について、本申請に係る行為にあたっては法規に遵守すること、並びに、関係書類の提出を求められた際は、遅滞なく提出することを誓約いたします。

この誓約に違反又は相違があり、補助金等の交付決定の取消しを受けた場合や、すでに補助金が交付されている場合における返還を命じられたときは、これに異議なく応じることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

第6号様式（第2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名 印

年度公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約届出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進  
事業実施要領第2の規定により、交付決定前契約を届け出ます。

記

1 交付決定前契約を行う（行った）事業

事業実施施設

施設名：

施設種別：

施設所在地：

事業実施期間

着手(予定)： 年 月 日

完成(予定)： 年 月 日

2 交付決定前契約を行う（行った）内容

※ 交付決定前に契約を行う（行った）内容と契約（予定）日を記載すること。

※ 既に契約を締結している場合は、その内容と日付を証する書類（請負契約書の控え等）を添付すること。

3 交付決定前契約を行う（行った）理由

第7号様式（第2関係）

農振財森第 号  
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 印

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業  
交付決定前契約届受理通知書

年 月 日に届出のあった下記事業に関する補助金交付決定前契約届出書  
について、下記のとおり受理したことを通知します。

記

1 交付決定前契約を受理した事業

事業実施施設

施設名：

施設種別：

施設所在地：

事業実施期間

着手(予定)： 年 月 日

完成(予定)： 年 月 日

2 交付決定前契約の内容

3 申請の可否

4 注意事項

- ① 契約の行為者に異動があった場合は、速やかに報告すること。
- ② 補助金交付については審査会の審査に基づき決定します。

第8号様式（第4関係）

農振財森第 号  
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 印

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の内示について

このことについて、下記のとおり「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金」を内示します。

記

1 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金

金 円